

## 和光市立下新倉小学校給食調理業務委託事業者選考委員会設置要領

### (設置)

第1条 この要領は、和光市立下新倉小学校給食調理業務を実施するにあたり、適正な委託事業者を選定するため、和光市立下新倉小学校給食調理業務委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する

2 委員長は、教育部長をもってこれに充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 企画部長

(2) 学校教育課長

(3) 和光市立小・中学校長の職にある者

(4) 和光市立小・中学校に所属する栄養教諭又は学校栄養職員の職にある者

### (委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (選考)

第5条 委員会は、事業者の選考に関し必要な基準を制定し、その基準に基づき公平かつ公正な選定を行うものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

■評価基準

1	2	3	4	5
劣る	やや劣る	普通	やや評価できる	評価できる

評 価 項 目		基準点数
会社概要	事業展開、事業の特徴	5
経営基盤	財務健全性	5
経営理念	給食業務に対する理念（児童の健康増進、食育の考え方等）	10
業務実績	給食調理業務の受託実績及び本業務の実施における信頼性や確実性	5
職員体制及びバックアップ体制	指導体制、安全衛生管理体制、事故発生時の緊急体制、社員が欠けたときのバックアップ体制	10
給食業務に対する手法	調理業務の運営手法	10
調理従事者の体制	従事者の配置計画（資格・経験及び正規・非正規社員等）	5
危機管理	食物アレルギー対応・仕組み	10
	食中毒、異物混入、アレルギー誤食等の予防対策、事故発生時の対応等	10
	事故発生状況（事故発生状況及び行政指導の状況）	5
従業員の教育指導又は訓練、従業員の研修体制		10
経費削減努力	経費削減への考え方、取組等	5
	見積額	5
参入に対する意欲		5
合 計		100